

○山口市PTA連合会 表彰規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、PTA活動の規範となる功績に対して表彰を行うために定める。

(被表彰者)

第2条 被表彰者は、個人又は団体とする。

(表彰の範囲)

第3条 表彰の範囲は次の号に該当するものに対して行う。

- (1) PTAの使命遂行に尽力し、教育の発展に貢献し、その功績が顕著なもの。
- (2) 児童・生徒の名誉を高め、他の模範とするに足る行為があったもの。
- (3) その他、表彰に値すると認める業績又は行いがあったもの。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状又は感謝状を授与して行う。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、山口市PTA連合会の研究大会又は新旧代議員会等適切な場所で行う。ただし、特に必要のあるときは、臨時に行うことができる。

(表彰の手続き)

第6条 各単位PTAから、山口市PTA連合会に表彰申請書を提出し、選考委員会で選考の上、決定する。

(選考委員会)

第7条 本委員会は、本会の役員会をもって充てる。

(選考の基準)

第8条 選考の基準は、第3条(1)(2)(3)に基づいて別に定めることができる。

(個人表彰基準)

第9条 個人表彰の基準は第8条に基づき次のとおりとする。

- (1) 単位PTA役員を2年以上務め、PTAの振興発展に貢献し、その功績が顕著で他の模範となる者で、本年度の役員交代で退任された者。任期年数は、小学校・中学校を合わせても良いものとする。ただし、表彰については1人1回を原則とする。
- (2) 山口市PTA連合会の代議員として2年以上務め、PTAの振興発展に貢献し、その功績が顕著で他の模範となる者で、本年度の役員交代で退任された者。任期年数は、小学校・中学校を合わせても良いものとする。ただし、表彰については1人1回を原則とする。
- (3) 児童・生徒の名誉を高め、他の模範とするに足る行為があった者で、選考委員会において認められた者。

(団体表彰基準)

第10条 団体表彰の基準は第8条に基づき次のとおりとする。

- (1) 単位PTAが県PTA連合会からの研究委嘱を受け、取り組み、その成果を発表し、他の模範とするに足るもの。
- (2) 単位PTAが山口市PTA連合会主催の研究大会等でその成果を発表し、他の模範とするに足るもの。
- (3) その他会長が特に必要と認めたもの。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、選考委員会の運営に必要な事項は、役員会にて協議、決定し、代議員会で報告する。

付 則

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

様式1

山口市 PTA 連合会
会長

様

年度 山口市 P T A 連合会 個人表彰申請書

年 月 日

申請者 単位 P T A 名

役 職 氏 名

山口市 P T A 連合会表彰規定により、下記のとおり申請します。

ふりがな 被表彰者氏名		最終役職名	
住 所	〒 山口市	電 話	
区 分	1 会員（元会員）の表彰 2 児童・生徒の表彰 ※該当する番号に○をつけてください。		
表彰事由 役員歴 業績等			
備 考			

様式 2

山県市 PTA 連合会
会長

様

年度 山県市 P T A 連合会 団体表彰申請書

年 月 日

申請者 単 P 名

役 職 氏 名

山県市 P T A 連合会表彰規定により、下記のとおり申請します。

団体の名称	
所在地	
代表者職・名	
設立年月日	
活動状況 及び実績	
その他 参考事項	